

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「世の中にないオンリーワンの技術により、広く社会に貢献する」ことを経営理念に掲げ、「科学技術イノベーションの創出に貢献する製品開発を推進する」ことを経営方針に定めております。このためには、法令を順守し、社会倫理に適合した企業活動を実践することが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
津村 尚史	3,272,000	55.94
大阪コンピュータ工業株式会社	360,000	6.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	217,600	3.72
松井証券株式会社	90,900	1.55
第一生命保険株式会社	66,700	1.14
SMBC日興証券株式会社	53,900	0.92
株式会社森本本店	52,100	0.89
川崎 望	50,000	0.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	42,700	0.73
池谷 誠一	31,200	0.53

支配株主(親会社を除く)の有無	津村 尚史
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	6 月
-----	-----

業種	金属製品
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社代表取締役社長 津村尚史は、当社の議決権の過半数を所有する株主であります。当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その金額の多寡に関わらず取引内容及び取引条件の妥当性について当社取締役会において審議のうえ、取締役会決議をもって決定することとしております。

ただし、当社の事業内容に鑑み、当社と取引が発生する可能性は極めて少なく、少数株主に与える影響はないものと認識しております。なお、今後当社はかかる取引を行わない方針であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎 望	他の会社の出身者											
松見 芳男	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎 望	○	社外取締役の川崎望が大株主であり代表取締役を務める大阪コンピュータ工業株式会社は創業時より平成19年1月から平成24年5月までを除く平成26年12月までの期間、本人所有分を併せて10%以上を保有する主要株主でありましたが、当社の業務執行への関与は行っておりませんでした。また、川崎望が代表取締役を務める株式会社テクノ高槻と当社の間でプリンター専用ラベルの販売に関する取引が平成27年6月期までありましたが、現在は取引関係を解消しております。なお、その取引額については金額的重要性はないと判断しております。今後、株式会社テクノ高槻と取引を行う予定はありません。	社外取締役の川崎望は、同氏が経営する会社の代表取締役社長経験者としての豊富な経験と高い見識を活かして、監督・提言を行って頂けるものと判断して選任しております。当社と同氏との関係は、同氏が代表取締役を務める大阪コンピュータ工業株式会社が当社の創業時の共同出資者であり、本書提出日現在には同氏と当社とで当社の普通株式410,000株を保有(うち同社を通じた間接保有分360,000株)しております。その他には、当社と同氏の間には、人的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に選任しております。

松見 芳男	○	社外取締役の松見芳男が代表取締役社長を務めていた大阪大学ベンチャーキャピタルから当社は出資を受けていましたが、同社保有の全株式は売却され現在は取引関係を解消しております。また、松見芳男は現在同社の役職についておらず、同社との関係はありません。 社外取締役の松見芳男は、大手商社での豊富な経験とベンチャーキャピタルの代表取締役社長の経験により、会社経営と先端技術に対する幅広い知識と高い見識を活かして、監督・提言を行って頂けるものと判断して選任しております。 また、当社と同氏との間には、人的または資本的関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に選任しております。
-------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者は、内部監査の実施の都度、結果及び改善事項を代表取締役社長へ報告するほか、常勤監査役に対しても報告しております。常勤監査役への報告に際しては、内部監査担当者は常勤監査役より監査結果に関する質問や、内部監査において他に確認すべき事項に関する助言等を受けており、以後の内部監査にあたっての確認事項として留意しております。また、内部監査において把握された状況、改善についての情報は、監査役監査においても活用されており、監査役によって監査項目の追加またはより詳細な確認の実施、要改善事項に関する改善状況の確認等が実施され、両監査の質的向上と効率化を図っております。

内部監査人と会計監査人である監査法人との連携に関しては、監査法人から会計監査の状況や改善指示事項・助言事項等についての報告を受けており、情報共有が行われております。上記の監査役監査の際と同様、監査法人からの指摘または助言事項は、以後の内部監査においても活かされております。

また、監査役と監査法人の間の意見及び協議は定期的(3ヶ月に1回)かつ必要に応じて行われております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尾方 勝	他の会社の出身者													
西田 隆郎	税理士													
野村 公平	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

 - a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾方 勝	○	社外監査役の尾方勝が代表取締役を務める株式会社尾方事務所とは平成26年9月までコンサルティング業務契約を締結しておりましたが、現在は解消しております。なお、株式会社尾方事務所は設立後間もない時期であったため、取引先は当社のみでありましたが、その報酬額について金額的重要性はないと判断しており、今後取引を行う予定もございません。	社外監査役の尾方勝は、上場会社を中心とした企業での管理職としての経験、証券アナリスト(公益社団法人日本証券アナリスト協会検定会員)としての経験と見識、ベンチャーキャピタルにおけるベンチャー投資の経験を活かして、有益な助言を頂けるものと判断して選任しております。 また、同氏は当社の普通株式12,000株及び新株予約権2個(2,000株)を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。その他には、当社と同氏の間には、人的、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に選任しております。
西田 隆郎	○	社外監査役の西田隆郎は、平成26年12月まで当社の顧問税理士でありましたが、現在は取引関係を解消しております。なお、報酬金額について金額的重要性はないと判断しており、今後も取引を行う予定はございません。	社外監査役の西田隆郎は、税理士としての専門知識・経験等を活かして、有益な助言を頂けるものと判断して選任しております。 同氏は当社の普通株式1,000株及び新株予約権4個(4,000株)を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。その他には、当社と同氏の間には、人的、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に選任しております。
野村 公平	○	-	社外監査役の野村公平は、弁護士としての専門知識・経験等を活かして、有益な助言を頂けるものと判断して選任しております。 同氏は当社の普通株式1,000株及び当社の新株予約権4個(4,000株)を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。その他には、当社と同氏の間には、人的または資本的関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意識や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員および監査役の業績向上に対する意欲や士気を高め、適正な経営に対して意識を高め企業価値向上に関与していくことを目的としています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬はそれぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める旨を定款に定めております。各取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。各監査役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは管理部で行っております。

社外取締役及び社外監査役につきましては、それぞれが培ってきた経験・知見に基づいて一般株主保護の観点から有効な助言を行うという役割を期待しており、その実効性の確保のため、取締役会の議案に関する資料は、原則として管理部内の取締役会事務局より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保し、必要に応じて事前説明を行っております。社外取締役に対しては、重要事項を取締役会において報告し、非常勤の社外監査役に対しては、常勤監査役として行っている監査の現況を監査役会等で報告し、情報の共有化を図るとともに、会計監査人、内部監査担当との情報共有化を促進する等協力体制を確立することで、監査役としての役割を果たせる環境整備を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成されております。月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会は、法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査役3名も出席し、適宜意見を述べることで経営及び重要な意思決定において常に監査が行われる体制を整えております。

監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の計3名(すべて社外監査役)で構成され、取締役の業務執行を監査・監視しております。監査役会は原則として月1回の定例会のほか必要に応じて臨時で開催しております。監査に関する重要な事項及び監査の方法は、監査役会において協議決定しております。

常勤監査役は重要な会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧するなど、監査の実効性確保に努めております。さらに社長との面談、各部署への往査・ヒアリングを実施し業務の監査が広く行われる体制を整えています。

非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

内部監査室

当社は、代表取締役により直接任命された内部監査人(1名)を配置した、組織上独立している内部監査室を設置しております。内部監査人は、内部監査計画の策定及び内部監査の実施を行っており、業務及び会計に関わる経営活動を全般的に監査しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上記のように監査役会設置会社として、取締役の業務執行を常に監査役が監査する体制を採用しております。これにより迅速な意思決定を実行しながら、かつ透明性、信頼性、健全性を保った経営が行えると判断し、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であり、定時株主総会は毎年9月に開催していることから、集中日にはあたらないものと考えています。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討してまいります。
その他	該当事項はありません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社HPにディスクロージャーポリシーの掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期に各地にて説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的(本決算及び第2四半期決算発表時)に説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社HPにIR専用サイトを設置してIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部をIR活動担当部署としております。	
その他	該当事項はありません。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現時点ではステークホルダーの立場の尊重についての規程はありませんが、ディスクロージャーポリシー等の作成を予定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適時に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ及び適時開示を通じて、適切な情報開示に努めております。
その他	該当事項はありません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では「企業行動規範」を定めて企業活動に携わるものすべてに共通する心構えを明示するとともに、取締役会において内部統制に関する決議を行っております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役員・社員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保し、また反社会勢力の排除を徹底するため「企業行動規範」を制定し、これを遵守する。
- (2) 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、会社の経営組織、業務分掌及び職務権限等を定め、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図り、これの維持改善に努める。
- (3) 社員の職務執行の適正性を確保するため、入社時に会社の理念や行動規範等のオリエンテーションを実施し、入社後も定期的な研修を実施することで、維持に努める。
- (4) 内部監査担当者を社長が直接任命し、内部監査の適切かつ効率的な実施、監査役及び会計監査人との連携に努める。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及びその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱い、取締役会規程、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規定及びその他の体制

経営上のリスクについては、「経営危機管理規程」を制定し担当部署及び担当取締役がそのリスクの分析、検討を行うほか、必要に応じて、取締役会にて審議を行い、さらに弁護士、公認会計士、弁理士及び社外の研究者等の複数の専門家から、参考にするためのアドバイスを受け、最善と考えられる経営判断を行う。

また、業務運営上のリスクについては、社会的規範や、法令及び社内規程を遵守するコンプライアンスを徹底し、人々の幸福な生活に貢献するという使命感から高い社会的倫理観を持ち事業活動を展開していく。

d. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、当社の財務状況及び経営課題を迅速に共有するとともに、業務執行及び経営に関する重要な意思決定を行う。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役と協議のうえ、必要に応じて補助使用人を配置することとする。

補助使用人の業務執行者からの独立性を確保するために、補助使用人の属する組織、指揮命令権、人事評価などは監査役の同意を得るものとする。

監査役がその職務を補助すべき使用人が、監査役から指示を受けた業務を行う場合は、監査役の指示に従うものとする。

f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項は次の事項とし、取締役及び監査役は、監査役への報告体制等について、報告すべき事項の詳細を別途申し合わせ事項として定める。

1. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
2. 重大な法令・定款違反
3. 経営上の重要な決定事項(取締役会、決議事項)
4. 毎月の経営状況として重要な事項
5. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
6. その他コンプライアンス上重要な事項

(2) 各監査役は、取締役会に出席する。また常勤監査役は進捗管理会議、その他重要な社内会議に出席する。その際、監査役の要請に応じて、取締役及び社員は、必要な報告及び情報提供に努める。

(3) 監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁ずる。

g. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役と各監査役は定期的に意見交換を行う。

(2) 各監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と積極的に情報交換を行い、効率的な監査環境を整備し、監査の有効性を高める体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業行動規範」において「反社会的勢力に対する行動規範」の条項を設け、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容を役職員に周知徹底しております。その内容とは、

a. 役職員は、会社と取引をしようとする相手先が反社会的勢力に関係していないかを事前に充分調査し、全社をあげて反社会的勢力との関係を排除する。

b. 反社会的勢力からの、業務上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする不当要求に対しては一切応じない。

c. 取引先や役職員が反社会的勢力と関係有することを察知した場合には、速やかに所属長に報告し、対応策の指示を仰ぐものとする。

d. 業務上、反社会的勢力からの接触を受けた役職員は、速やかに管理部長へ報告し、管理部長の指示の下、関係遮断のための措置を講じる。となっております。これに基づき、取締役会で決議しました「内部統制に関する決議」におきましても、反社会的勢力を排除する旨を掲げております。

また、反社会的勢力対応マニュアルを策定し、具体的対応策の明示、取引先等の審査手続きを示しております。
取引先等に対して行っている反社会的勢力チェックの方法は次の通りであります。

(1)新規取引先に対するチェックの方法

「反社会的勢力対応マニュアル」にもとづいて、日本経済新聞社のデータベースを検索する方法を基本とし、懸念が生じる場合は専門の調査会社に調査を依頼することとしております。また、必要に応じて所轄警察署へ相談をすることとしております。なお、現在までの間で、懸念等が生じた実績はありません。

(2)既存取引先に対するチェックの方法

「反社会的勢力対応マニュアル」にもとづいて、年1回の頻度で日本経済新聞社の検索データベースを利用して再チェックしております。

(3)株主に対するチェックの方法

第三者割当、譲渡申請などの場合は、事前に経歴等を入手して日本経済新聞社のデータベースを用い調査しております。また、上場後においても一定の範囲の大株主等を調査対象として、日本経済新聞社の検索データベースを利用して注意を払ってまいります。

(4)役員に対するチェックの方法

役員に対しては、経歴等を入手して日本経済新聞社のデータベースを用い調査しております。また、二親等以内の親族についても氏名等を入手して日本経済新聞社の検索データベースを利用して調査しております。

(5)従業員に対するチェックの方法

従業員に対しては、経歴等を入手して調査しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

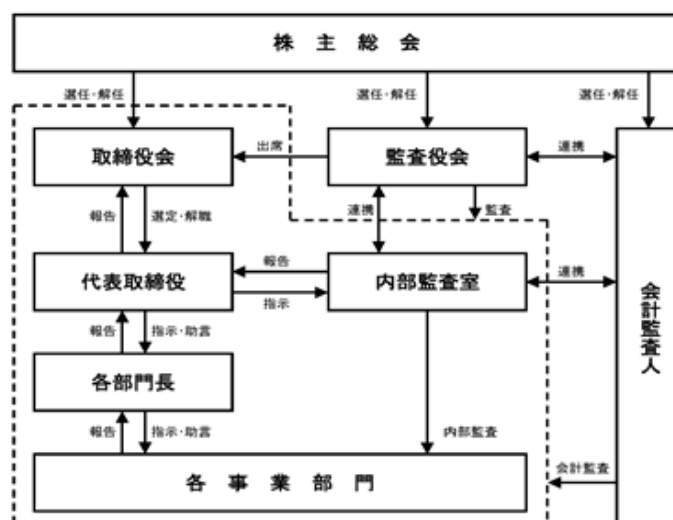
なし

該当項目に関する補足説明

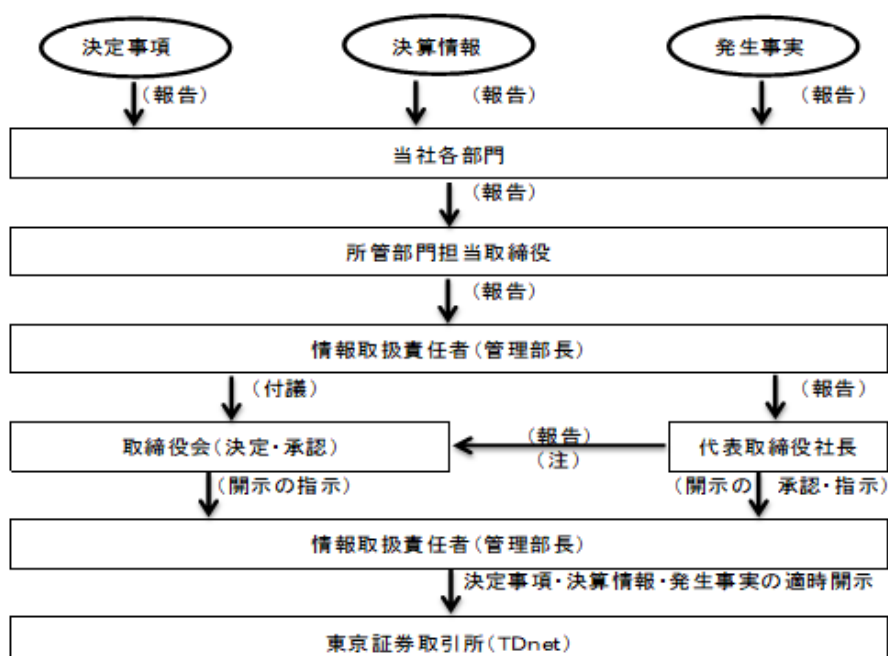
該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンスの体制及び適時開示フローは、次のとおりです。



【適時開示体制の概要（模式図）】



(開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開)

(注)緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて、取締役会に報告されます。